

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する共同宣言

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、これまで医療関係者の皆様には、県民の生命と安全を守るため、日夜、献身的なご努力をいただくとともに、県民の皆様には不要不急の外出や「3つの密」を回避する行動に努めていただき、また、各事業者の皆様には、大変厳しい経営環境の中で休業等の要請にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

県内の感染状況については、これまでの県民の皆様のご理解・ご努力や、富山県と県内 15 市町村が連携して懸命に対応してきたことにより、新たな感染者の確認数はピーク時に比べ大幅に減少してきています。

しかし、まだまだ予断を許さない状況が続くと見込まれることから、県民が心をひとつにして、感染拡大防止を最優先としつつ、徐々に社会経済活動の維持との両立を図り、県民生活の再建と地域の再生・活性化を進めていかなければならぬと考えております。

感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、県民の皆様にさらなるご協力、ご尽力をお願いするにあたり、富山県と県内 15 市町村は連携を一層強化し以下のとおり取り組むことを宣言いたします。

- 1 感染防止対策の徹底
- 2 医療提供体制の充実、医療従事者への支援
- 3 社会福祉施設等での感染防止対策への支援
- 4 各種支援策の丁寧な周知と迅速な実施
- 5 人権侵害や風評被害の防止
- 6 新しい生活様式の実践

令和2年5月14日

富山県

県内 15 市町村

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市  
黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市  
舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

# (別紙) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する共同宣言の詳細

## 1 感染防止対策の徹底

不特定多数の人が集まる施設については、来場者のマスクの着用、手指の消毒設備の設置、人数が多くなる場合には入場者の制限や誘導を行っていたとき、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの間隔（できるだけ2m、最低1m）の確保を適切にとることなどの基本的な感染防止対策の徹底を働きかけてまいります。

## 2 医療提供体制の充実、医療従事者への支援

富山県内では、新型コロナウイルス感染症対応病床を最大500床確保するなど、医療提供体制も整備してきており、軽症者向け宿泊施設100床も既に確保済みです。また、地域医師会のご協力による地域外来・検査センターの整備を、地域のニーズに応じて進めるなど、PCR検査体制の一層の充実に努めてまいります。

また、感染者の治療にあたっておられる医療従事者の方など、現場で日々ご苦労されている皆様に対しても、支援の充実に努めてまいります。

## 3 社会福祉施設等での感染防止対策への支援

介護保険施設や障害者福祉施設などの社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者・入所者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染拡大防止対策を徹底した上で、必要なサービスを継続的に提供できるようにすることが重要です。

施設等においては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃からの利用者・入所者の健康状態や変化の有無等への留意、感染防止に向けた職員間の情報共有、職員が感染源とならないよう健康管理の徹底、面会及び施設への立ち入りの制限などの取組みを進めることが重要であり、引き続き必要な支援を行ってまいります。

## 4 各種支援策の丁寧な周知と迅速な実施

県民や県内企業からの経営相談や労働相談にしっかりと対応してまいります。また、国が実施する中小企業等の経営支援のための持続化給付金、雇用を守るための雇用調整助成金、全住民への10万円の特別定額給付金などに加え、富山県が実施する制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」や食事提供施設の感染防止対策への定額補助金、県と市町村が連携して実施する休業要請等に係る協力金、さらには各市町村がそれぞれの実情に応じて独自に実施する各種支援策について、丁寧な周知と迅速な事務手続きに努めてまいります。

## 5 人権侵害や風評被害の防止

県内においても、感染した人やその家族、医療機関、福祉機関の関係者に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込み等がSNS等で見られます。誤った情報や不確かな情報に基づく不当な差別、いじめ等の人権侵害はあってはならないことです。

国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨とした冷静な対応をお願いします。

また、患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただくようお願いします。

## 6 新しい生活様式の実践

県民の皆様お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことができるものと考えます。

このため、国の専門家会議が示した「『新しい生活様式』の実践例」（詳細は別添のとおり）に基づいて、感染防止対策の徹底を県民の皆様に呼びかけてまいります。また、本県が国の緊急事態措置の対象とならない都道府県とされた場合でも、県外への不要不急の外出、特に特定警戒都道府県との間の移動については、引き続き控えていただくよう強く呼びかけてまいります。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- それ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で食事
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定